

第2部 災害応急対策

第1章 災害応急対策の基本方針等

項目	関連班	ページ
第1節 災害応急対策の基本方針	全班	67
第2節 市民に期待する行動	全班	67
第3節 災害応急対策の体系	全班	68

第1節 災害応急対策の基本方針

(全班)

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第1章 災害応急対策の基本方針等 第1節 災害応急対策の基本方針(P.83)」を参照。

第2節 市民に期待する行動

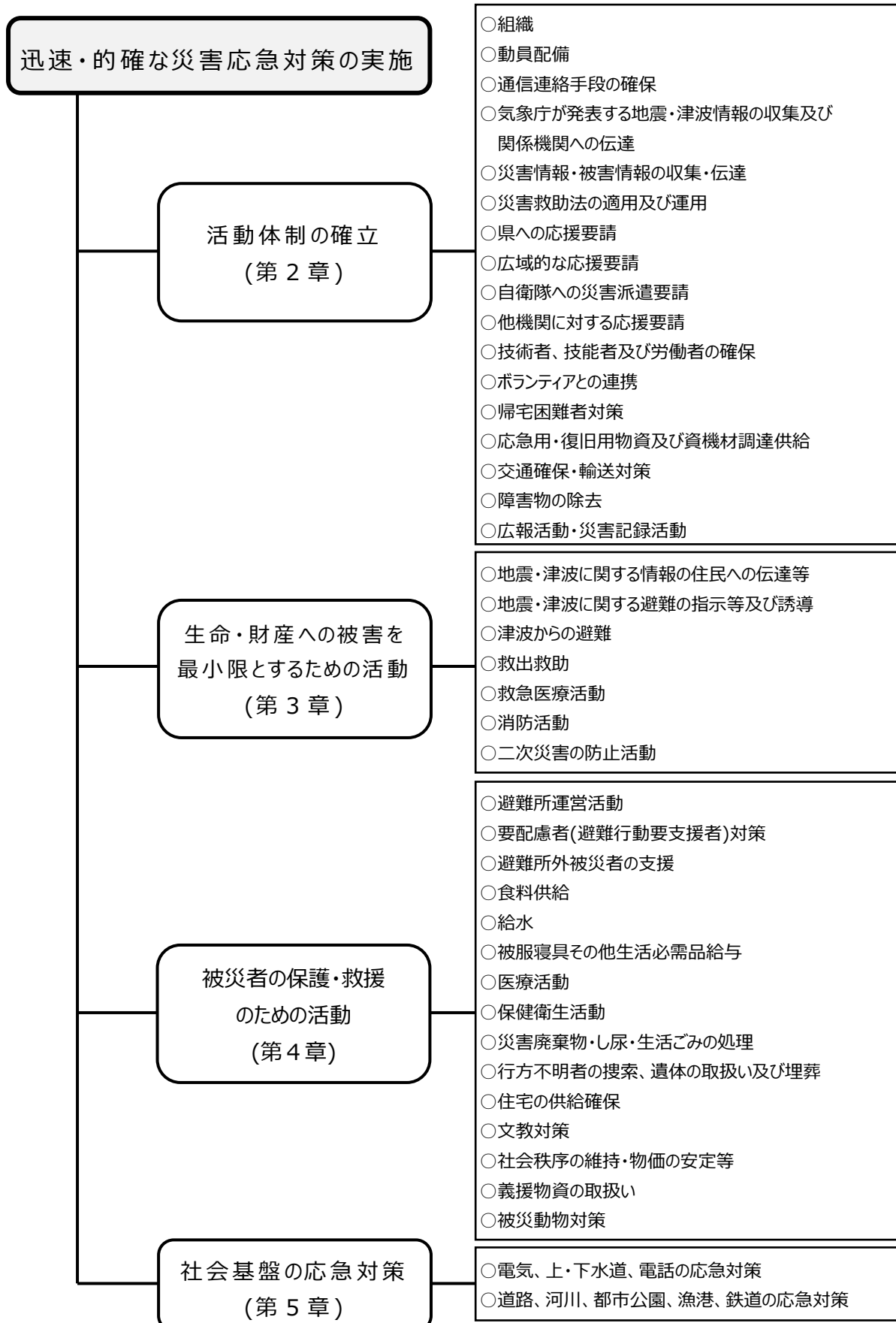
(全班)

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第1章 災害応急対策の基本方針等 第2節 市民に期待する行動(P.84～P.86)」を参照。

第3節 災害応急対策の体系

(全班)

第2章～第5章に示す災害応急対策の体系は、以下のとおりである。



第4部 南海トラフ地震 防災対策推進計画

第1章 総則

項目	担当班	ページ
第1節 推進計画の目的	全班	145
第2節 本市の位置づけ	全班	145
第3節 防災関係機関が地震・津波発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	全班	145

第1節 推進計画の目的

(全 班)

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この推進計画に定めのない事項については、本編第1部から第3部によるものとする。

第2節 本市の位置づけ

(全 班)

本市は、南海トラフ特措法第3条第1項で規定する南海トラフ地震対策推進地域に該当する。

地域	該当市町村
南海トラフ地震対策推進地域 (南海トラフ特措法第3条第1項)	大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、 宇佐市 、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町
津波避難対策特別強化地域 (南海トラフ特措法第10条第1項)	大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市

第3節 防災関係機関が地震・津波発生時の災害 応急対策として行う事務又は業務の大綱

(全 班)

宇佐市に係る地震・津波防災に関する、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱は、「総則編 第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずるものとする。

第2章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

項目	担当班	ページ
第1節 津波からの防護のための施設の整備等	経済対策班、建設対策班	149
第2節 津波に関する情報の伝達等	全班	149
第3節 津波対策等	全班	150
第4節 消防機関等の活動	消防対策班	150
第5節 水道、電気、通信、放送各事業者の対応	建設対策班	151
第6節 交通対策	建設対策班	152
第7節 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策	全班	152
第8節 迅速な救助	本部対策班、 福祉保健対策班、 消防対策班	154

第1節 津波からの防護のための施設の整備等

(経済対策班、建設対策班)

地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、各施設の管理者等は、「本編 第1部 第2章 災害に強いまちづくり」を推進するとともに、次の事項について留意するものとする

1 津波防護施設の早期点検・計画的な整備

津波による被害を防止・軽減するため、大きな津波が来襲するおそれのある地域において、防潮堤、堤防、水門等の津波防護施設の計画的な整備を実施するものとする。また、既存の津波防護施設については早急な耐震点検を実施し、重点箇所を絞って計画的な補強・整備を実施するものとする。

2 水門等の自動化・遠隔操作化の推進等

地震発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実に行うため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進するものとする。

また、水門等の開閉体制、開閉手順、平常時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努めるものとする。この場合において、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

第2節 津波に関する情報の伝達等

(全班)

- 1 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達、災害情報や被害情報の収集・伝達については、「本編 第2部 第2章 第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達」及び「本編 第2部 第2章 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」によるものとする。

なお、通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があることを十分考慮し、代替の経路及び方法も確立しておくものとする。

- 2 市及び県は、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客、海水浴客、ドライバー等（以下「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、防災行政無線、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール、学校等における情報端末の設置、インターネット（ホームページやSNS）の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、Lアラート（公共情報コモンズ）、報道機関との連携など、様々な情報収集・伝達手段の強化を図るものとする。

第3節 津波対策等

(全 班)

津波から迅速に避難するための、指定緊急避難場所・避難路等の整備、居住者等の避難対策、消防団員等の防災業務従事者の安全確保対策、避難所の維持・運営、津波避難のための意識啓発は、「本編 第1部 第4章 第3節 津波からの避難に関する事前の対策」によるものとする。

その他避難対策に関する事項は、「本編 第2部 第3章 第2節 地震・津波に関する避難の指示等及び誘導」及び「本編 第2部 第4章 第1節 避難所運営活動」によるものとする。

第4節 消防機関等の活動

(消防対策班)

- 1 市は、消防機関及び消防団が津波からの円滑な避難等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
 - (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 土嚢等による応急浸水対策
 - (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
 - (5) 救助・救急等
 - (6) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
- 2 県は、市が実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行うこと。
 - (2) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、整備及び流通在庫の把握を行うこと。
- 3 地震が発生した場合、次の措置をとるものとする。
 - (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作準備並びに人員の配置
 - (3) 水防資機材の点検、整備及び配備

第5節 水道、電気、通信、放送各事業者の対応

(建設対策班)

1 水道

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置をとるものとする。

2 電気

電気事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

また、電気が、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するための方策を検討するものとする。

3 通信

電気通信事業者は、津波警報等の確実な伝達のために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等の措置を講じるものとする。

また、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及に努めるものとする。

4 放送

(1) テレビ、ラジオ等の放送は、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。

このため、放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

(2) 放送事業者は、県、市及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報など、防災関係機関、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるものとする。

その際、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

(3) 放送事業者は、災害発生後も円滑に放送を継続し、津波情報等を放送出来るよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとする。

第6節 交通対策

(建設対策班)

市は、津波来襲のおそれのあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に考慮しつつ、あらかじめ計画し、周知するものとする。

第7節 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

(全班)

1 道路

市が管理する道路の管理上の措置は次のとおりである。

- (1) 津波警報等の情報、ドライバーのとるべき措置を道路利用者に伝達する。
- (2) 交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握し、必要に応じて工事中の道路における工事の中断等の措置を講ずる。
- (3) 災害発生後、迅速な情報収集を実施するため、重要区間を定め職員による情報収集を実施する。
- (4) 緊急輸送道路の応急復旧作業担当者に事前配備について連絡・確認する。
- (5) 応急復旧資機材の保有状況について情報収集・把握する。
- (6) 県及び警察と連携協力し、必要な応急対策の措置を講ずる。

2 河川施設

市が管理する河川において、津波警報等が発せられた場合、必要に応じて河川施設の巡視を実施して状況を把握し、状況に応じて応急対策の措置を講ずるとともに、工事中の箇所がある場合は中断等の措置をとる。

3 不特定多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア. 津波警報等の来訪者等への情報伝達

情報伝達に当たっては、特に以下の事項について留意するものとする。

- ① 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るような適切な伝達方法を検討する。

- ② 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときには、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示する。

- イ. 来訪者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ. 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止の措置
- エ. 出火防止の措置
- オ. 水、食料等の備蓄
- カ. 消防用設備の点検、整備
- キ. 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ア. 動物園等にあつては、猛獣等の逃走防止の措置
- イ. 病院等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- ウ. 学校等が、市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
- エ. 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

4 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部等がおかれる庁舎等の管理者は、前3の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
 - ア. 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - イ. 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ. 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) 地震防災対策推進計画に定める避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備を県に協力要請するものとする。
- (3) 屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等を協力要請するものとする。

5 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとする。
なお、特別の理由により、津波被害の防災対策を行う場合は、従業員等の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

第8節 迅速な救助

(本部対策班、福祉保健対策班、消防対策班)

1 救助・救急のための体制や車両・資機材の確保

地震発生後の迅速な救助・救急の体制は、「本編 第2部 第3章 第4節 救出救助」、「本編 第2部 第3章 第5節 救急医療活動」及び「本編 第2部 第3章 第6節 消防活動」によるものとする。

また、救命・救助に必要な車両や資機材の確保・充実については、「本編 第1部 第4章 第2節 活動体制の確立」に基づき、計画的に図っていくものとする。

2 自衛隊・海上保安部・警察・消防等実動部隊の応援と連携

自衛隊・海上保安部・警察・消防等実動部隊の応援体制等具体的な活動要領や連携方策は、別に定める受援計画によるものとする。

3 消防団等における人員確保と車両・資機材や教育・訓練の充実

消防団等の育成・強化については、「本編 第1部 第3章 第4節 消防団・ボランティアの育成、強化」、「本編 第1部 第3章 第2節 防災訓練」及び「本編 第1部 第3章 第3節 防災教育」によるものとする。

また、救助等のために必要な車両や資機材の充実については、上記1によるものとする。

第3章 時間差発生時における円滑な避難の確保等

項目	担当班	ページ
第1節 概要	全班	157
第2節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	全班	160
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	全班	161
第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	全班	165

第1節 概要

(全班)

1 臨時情報について

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では約32時間の間隔を置いて発生し、1944年の昭和東南海地震・1946年の昭和南海地震は約2年間の間隔を置いて発生している。

このため、最初に発生した地震により被災地域で甚大な被害が発生している状況において、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し必要な対策を行う。

具体的には、気象庁が、次の「南海トラフ地震臨時情報」を発表した場合、後発地震等に備えて、災害応急対策を実施する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内（注1）でマグニチュード6.8以上の地震（注2）が発生 ○ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（注3）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（注2）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（注1） 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。

（注2） 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

（注3） 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2 基本方針

- (1) 市は、後発地震発生の不確実性に左右されることなく、地震・津波による死者について「限りなくゼロ」とするため、最悪の事態を想定して関係機関と連携の上、必要な事前対策を行う。
- (2) 市民に対して、後発の地震発生の可能性と、防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、地震リスクを意識して個々の状況に応じたより安全な行動を選択するよう促す。

3 事前避難等の基準

緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）からの指示に基づき、市は避難指示を発令する（津波警報等により既に発令されている場合は継続する）。事前避難の必要性の判断は、後発地震が実際に発生してからの避難で間にあうか否かを検討することを基本とする。

具体的には、南海トラフ地震防災対策推進地域である本市において、「津波到達時間」と「避難に要する時間」を比較衡量した検討結果等をもとに判断する。

(1) 津波に対する事前避難対象地域

- ア. 事前避難対象地域は、30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域とする。
- イ. 当市において上記アに係る該当地域はないため、事前避難対象地域は、設定しない。

(2) 個々の状況等に応じて自主避難等の防災対応を促す住民

- ア. 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の要配慮者
- イ. 耐震性の不足する住宅に居住する住民
- ウ. 孤立の可能性が高い集落の要配慮者

(3) 避難の解除

- ア. 国からの避難解除の呼びかけに基づき発令を解除

4. 市の防災体制

- (1) 市（危機管理課）は、気象庁が南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」及び「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」（以下、「臨時情報」という。）を発表した場合には、これを踏まえ、関係部課の職員を招集し、市災害警戒本部を設置するとともに、関係部課長会議を開催するものとする。

ただし、「臨時情報」の発表の前に、既に市災害対策本部が設置されているときは、関係部課長会議の開催に代えて、市災害対策本部会議を開催するものとする。

そのため、市（危機管理課）は、速やかに関係部課長会議又は市災害対策本部会議（以下、「対策会議」という。）が開催できるよう、気象庁及び県等から南海トラフ沿いで異常な現

象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を受けた時点で、関係部課に対する連絡等、所要の準備を始めるものとする。

- (2) 「臨時情報」が発表されたときは、対策会議において関係部課による今後の対応を確認するとともに、市（危機管理課）は、市民に対して、今後の備えについて呼びかけを行う。

この呼びかけは、南海トラフの大規模地震を想定し、平時から市民に対して地震への備えの再確認を促すことを目的として行うものとする。

（呼びかける今後の備えの例）

家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認の手段の取り決め、家庭における備蓄の確認など

- (3) 関係部課においては、対策会議を受け、情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には必要に応じこれらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。

- (4) その後、対策会議は、「臨時情報」の内容や国、県等からの連絡内容などに応じ、市（危機管理課）が必要と認める場合に、適宜開催するものとする。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

（ 全班 ）

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、市は、速やかに災害対策本部会議が開催できるよう情報収集を開始する。

この場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。

- （1）情報の収集・伝達における市、県及び関係機関の役割については、「第2部第2章第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達」による。
- （2）市、県、国、関係機関等との連絡体制図については、「第2部第2章第5節 災害情報・被害情報収集・伝達」による。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） が発表された場合における災害応急対策 に係る措置

（ 全班 ）

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害警戒本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。

- （1）情報の収集・伝達における市、県及び関係機関の役割については、「第2部 第2章 第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達」による。
- （2）市、県、国、関係機関等との連絡体制図については「第2部 第2章 第5節 災害情報・被害情報収集・伝達」による。
- （3）市は、災害警戒本部を設置するとともに、すみやかに関係部局長会議を開催し今後の対応を確認する。ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表の前に、既に災害対策本部が設置されているときは、関係部局長会議の開催に代えて、災害対策本部会議を開催する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について「第2部 第2章 第17節 広報活動・災害記録活動」により周知する。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報収集体制や指示事項等の伝達及び災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、「第2部 第2章 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」により体制を整備する。

4 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

5 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、市があらかじめ定める地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち避難行動要支援者に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）については、以下の方針に則り定める。

ア. 事前避難対象地域等の設定

① 事前避難対象地域

津波避難対策特別強化地域において地震発生後、30分以内に30cm以上の浸水が生じる地域を対象とする。

ただし、上記地域にかかわらず、市の判断で地域の実情に沿って、事前避難対象地域の対象を拡大することは妨げない。

② 住民事前避難対象地域

同地域は設置せず、後発地震発生時には高台（津波避難タワー等を含む）など、その場所や状況に応じた適切な避難行動をとることを第一とする。

③ 高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域を高齢者等事前避難対象地域と同一とする。

後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画については、「第2部 第3章 第2節 地震・津波に関する避難の指示等及び誘導」による。

イ. 避難情報等

国からの指示が発せられた場合において、市は「高齢者等事前避難対象地域」の避難行動要支援者に対し高齢者等避難を発令して避難を促す。

すでに大津波警報又は津波警報に伴い避難指示を発令している場合は、津波注意報等へ切り替わった後、高齢者等避難を発令して、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難させる。

市は、上記以外で、土砂災害が発生するおそれや住家の耐震性等に不安を感じる住民の自主避難についても同様に受け入れを行う。

市と県は、高齢者等事前避難対象地域内の避難行動要支援者に対し、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認し、国からの指示が発せられた場合に速やかに避難するよう周知する。

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、市民が日常生活を行いつつ、地震への備えを再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）するよう報道機関やホームページなどを通じて冷静な対応を呼びかける。

(2) 避難所の運営

避難所の運営については、「第2部 第4章 第1節 避難所運営活動」による。

市は、避難者全員を収容できるよう避難所をあらかじめ確保する。市で避難所が確保できない場合、隣接する市町の避難所、県有施設、民間の宿泊施設等を含めた広域的な受け入れの調整・支援を県に要請し、避難者全員が収容できるよう調整を行う。

市は、避難者が避難中に生活に困らないようにするため必要な食料や日用品を確保する。確保できない場合は、県に食料等を要請する。この際、後発地震に備えて備蓄物資は利用せず流通備蓄を利用する。

(3) 消防機関等の活動

ア. 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定める。

- ① 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ② 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難経路の確保

イ. 市は、消防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、「第4部 第2章 第4節 消防機関等の活動」により措置をとる。

ウ. 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に「第4部 第2章 第4節 消防機関等の活動」により措置をとる。

6 道路対策

(1) 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供する。

(2) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし周知する。

7 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、海岸施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおり。

ア. 各施設に共通する事項

- ① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の入場者等への伝達

<留意事項>

- (a) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- (b) 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

- ② 入場者等の安全確保のための退避等の措置

- ③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ④ 出火防止措置
- ⑤ 水、食料等の備蓄
- ⑥ 消防用設備の点検、整備
- ⑦ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ⑧ 必要に応じた各施設における緊急点検、巡視

イ. 個別事項

- ① 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- ② 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- ③ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
- ④ 学校等にあつては、次に掲げる事項の措置
 - (a) 児童生徒等に対する保護の方法
 - (b) 当該学校等に保護を必要とする児童生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護の方法
 - (c) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- ⑤ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項の措置
 - (a) 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
 - (b) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア. 災害対策本部等が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ. 市は地震防災対策推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備を県に協力要請する。

ウ. 市は、屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等を県に協力要請する。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、安全確保上実施すべき措置を行う。

8 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策については、「第2部 第2章 第13節 帰宅困難者対策」による。

第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

（ 全班 ）

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達、災害警戒本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。

- （1）情報の収集・伝達における市、県、関係機関の役割については、「第2部 第2章 第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達」による。
- （2）市、県、国、関係機関等との連絡体制図については、「第2部 第2章 第5節 災害情報・被害情報収集・伝達」による。
- （3）市は、災害警戒本部を設置するとともに、すみやかに関係部局長会議を開催し今後の対応を確認する。ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表の前に、既に災害対策本部が設置されているときは、関係部局長会議の開催に代えて、災害対策本部会議を開催する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について「第2部 第2章 第17節 広報活動・災害記録活動」により周知する。

3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通

常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

4 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、市民が日常生活を行いつつ、地震への備えを再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）するよう報道機関やホームページなどを通じて冷静な対応を呼びかける。

また、市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第4章 関係者との連携協力の確保

項目	担当班	ページ
第1節 資機材、人員等の配備手配	本部対策班、経済対策班	169
第2節 他機関に対する応援要請	本部対策班	170
第3節 帰宅困難者への対応	福祉保健対策班	170

第1節 資機材、人員等の配備手配

(本部対策班、経済対策班)

市は、災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に行うため、食料、飲料水、生活必需品、応急用・復旧用物資及び資機材等の調達、供給を行うとともに、災害応急対策に係わる措置を行う要員の配備を実施するものとする。

1 物資等の調達手配

市は、物資、資機材(以下「物資等」という。)の確保状況を把握し、物資等の供給が困難な場合は、速やかに県に物資の確保及び配送を要請し、供給配布する。

- (1) 食料の調達・供給確保に関する事項は、「風水害等対策編 第2部 第4章 第4節 食料供給」によるものとする。
- (2) 飲料水の調達・供給に関する事項は、「風水害等対策編 第2部 第4章 第5節 給水」によるものとする。
- (3) 被服寝具その他生活必需品の調達・給与に関する事項は、「風水害等対策編 第2部 第4章 第6節 被服寝具その他生活必需品給与」によるものとする。

2 人員の配備

- (1) 県への応援要請に関する事項は、「風水害等対策編 第2部 第2章 第7節 県への応援要請」によるものとする。
- (2) 災害応急対策の実施に必要な技術者、技能者及び労働者の確保に関する事項は、「風水害等対策編 第2部 第2章 第11節 技術者、技能者及び労働者の確保」によるものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 市は、地震が発生した場合において、宇佐市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- (2) 応急用・復旧用物資及び資機材の調達・供給に関する事項は、「風水害等対策編 第2部 第2章 第14節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給」によるものとする。

第2節 他機関に対する応援要請

(本部対策班)

甚大な被害が発生し、応援要請の必要がある場合は、「本編 第2部 第2章 第8節 広域的な応援要請、第9節 自衛隊への災害派遣要請、第10節 他機関に対する応援要請」によるものとする。

第3節 帰宅困難者への対応

(福祉保健対策班)

地震等の発生により、交通機能が停止し、自宅に帰ることが困難な者に対する対応については、「本編 第2部 第2章 第13節 帰宅困難者対策」によるものとする。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

項目	担当班	ページ
第1節 災害発生時の被害軽減計画	全班	173
第2節 地震防災対策及び災害発生後の応急対策計画	本部対策班、建設対策班	173

第1節 災害発生時の被害軽減計画

(全 班)

地震防災対策上緊急に整備すべき施設等の整備等を計画的に行うものとする。

具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序・方法について考慮するものとする。

市は、災害発生時の被害軽減のため、次の建築物、構造物等の耐震化等を計画的に行うものとする。

- 1 住宅の耐震診断、耐震改修の推進
- 2 公共施設等の耐震診断及び耐震化の推進
 - (1) 学校、病院等多数の者が利用する施設の耐震化
 - (2) 道路、鉄道、漁港等主要な施設の耐震化
- 3 電気、上・下水道、通信施設等のライフライン施設の耐震化の推進

第2節 地震防災対策及び災害発生後の応急対策計画

(本部対策班、建設対策班)

市は、地震防災対策及び災害発生後の応急対策を実施するうえで、必要な施設等の整備を行うものとする。整備を行う施設等は次のとおりである。

1 指定緊急避難場所等の整備

市は、居住者及び観光客等の避難の円滑化と、延焼火災等からの避難者の保護を図るため、指定緊急避難場所、指定避難所案内標識等の整備を計画的に行うものとする。

2 避難路の整備

市は、居住者等及び観光客等の避難の安全と円滑化を図るため、道路及び指定緊急避難場所誘導標識の整備を計画的に行うものとする。

3 津波対策施設の整備

市は、津波による被害を防止・軽減するため、津波防護施設の耐震点検や補強を実施するなど、必要な施設整備を計画的に行うものとする。

4 消防用施設の整備

市は、消防用施設及び消防用資機材の整備を計画的に行うものとする。

5 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

市は、緊急輸送道路等の整備を計画的に行うものとする。

6 通信施設の整備

市は、地震防災応急対策を実施するために、通信設備の多重化を計画的に行うものとする。

第6章 防災訓練

(全 班)

市は、関係機関及び自主防災組織等との連携強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を、少なくとも年1回以上実施するものとする。

防災訓練の実施に当たっては、「第1部 第3章 第2節 防災訓練」によるものとする。

その際、地域の実情にあわせて、より高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報

(本部対策班、教育対策班)

市は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織等、事業所の自衛消防組織、各種団体等と連携して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

なお、防災教育を推進するに当たっては、「第1部 第3章 第3節 防災教育」によるものとし、地域、学校、家庭それぞれにおいて、適切に行うことで、被害が最小限となるよう努めるものとする。

教育方法としては、ホームページ、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動

項目	関連班	ページ
第1節 地震・津波に関する情報の住民への伝達等	本部対策班、両支所対策班	97
第2節 地震・津波に関する避難の指示等及び誘導	全班	99
第3節 津波からの避難	全班	104
第4節 救出救助	福祉保健対策班、消防対策班	108
第5節 救急医療活動	福祉保健対策班、消防対策班	110
第6節 消防活動	本部対策班、消防対策班	110
第7節 二次災害の防止活動	全班	110

第1節 地震・津波に関する情報の住民への伝達等

(本部対策班、両支所対策班)

地震・津波による生命・財産への被害を最小限に止めるため、被害の未然防止、拡大防止を住民に呼びかけるための情報の収集・伝達及び災害が発生する恐れがある異常な現象の通報等については、この節に定めるところによって実施する。

1 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ（地震）

(1) 基本方針

市内で震度5強以上の地震が発生した場合、市及び県は、住民に対して出火防止、がけ崩れ等危険箇所からの避難など、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起することとする。

(2) 市の措置

市内で震度5強以上の地震を覚知した場合(第2章第4節参照)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、防災行政無線、広報車、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、携帯電話事業者が提供する一斉メール配信(エリアメール)、インターネット(ホームページやSNS)、広報車等を用いて住民に注意を呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。

その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

地震に関する住民への呼びかけ例は、宇佐市地域防災計画資料のとおりである。

2 災害が発生するおそれがある異常な現象の通報

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第1節 風水害に関する情報の収集・住民への伝達等 2 災害が発生するおそれがある異常な現象の通報(P.156)」を参照。

3 津波に関する情報の住民への伝達等

(1) 海面状態の監視等

ア. 海面状態の監視

津波警報等が発表された場合、又は震度4以上の揺れを感じた場合あるいは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波の危険性のない高台等において、直ちに潮位等の海面状態を監視する。

イ. 異常現象を発見した者の措置等

海面の異常現象を発見した者は、市長、警察官、海上保安官のうち、通報に最も便利な者に速やかに通報するものとする。

この場合において、市長が通報を受けた場合は、速やかに知事及び大分地方気象台に通

報するものとする。

また、警察官、海上保安官が通報を受けた場合は、速やかに市長、警察本部長、大分海上保安部長に通報するものとし、通報を受けた市長、警察本部長、大分海上保安部長は速やかに知事に通報するものとする。

(2) 津波災害に備えた住民等への呼びかけ－津波に対する自衛措置－

ア. 市の措置

① 津波は、場合によっては津波警報等が伝達されるよりも早く到達することがあるので、強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、次の措置を行う。

- ・ 市は、自らの判断で、海岸付近の住民はもとより、観光客、釣り客、ドライバー、漁業従事者、港湾労働者等の海浜にいる者に対して、直ちに海浜から退避し、高台等の安全な場所へ避難するよう指示する。
- ・ テレビ、ラジオ放送を聴取し情報収集に努める。

② 県内沿岸部（津波予報区（大分県瀬戸内海沿岸、大分県豊後水道沿岸））に津波警報等が発表された場合、又は前(1)の海面監視で異常を覚知した場合、沿岸部を所管する各防災関係機関の協力を得ながら、次の措置を行う。

- ・ 海岸付近の住民、海浜にいる者等に対して、直ちに海浜から退避し、高台等の安全な場所へ避難するよう指示する。その際、要配慮者にも的確に呼びかけができるよう配慮する。
- ・ 放送ルート以外の法定伝達ルート等により、市長に津波警報等が連絡された場合も、同様の措置を行う。

イ. 海岸付近の住民等の措置

海岸付近の住民、海浜にいる者等は、強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から退避し、高台等の安全な場所へ避難するとともに、可能な限りラジオ、テレビ等の放送を聴取する。

また、報道機関から津波警報等が放送されたときも、同様の措置をとる。

なお、異常現象を発見した者は、直ちに防災関係機関等へ通報するものとする。

ウ. 住民への呼びかけ手段

市及び県は、広報車、防災行政無線、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール）、インターネット（ホームページやSNS）、サイレン、半鐘等、可能な限り多数の手段を用いて住民への呼びかけを直ちに行う。

津波警報等をサイレン又は半鐘によって周知させる場合の標識や、住民への呼びかけ例は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである（サイレン音は、J-A L E R Tによる標準音を使用する。）。

第2節 地震・津波に関する避難の指示等及び誘導

(全班)

災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある居住者、滞在者等を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容するなどの身体、生命の保護は、この節に定めるところによって実施する。なお、本節では、地震・津波に関する避難の指示等及び避難誘導について定め、避難所の運営に係る活動については第4章 第1節に定める。

1 避難指示・措置の責任体制

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第4節 避難の指示及び誘導 1 避難指示・措置の責任体制(P.165)」を参照。

2 避難指示等の基準

避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。

(1) 避難措置の区分

ア. 避難指示

余震で倒壊する危険のある建物からの避難、山・がけ崩れ・津波等の予想される地域からの避難、火災の延焼危険地域からの避難などの危険が予想され避難が適当と判断される場合。火災の延焼が間近に迫ったり、有毒ガス事故が発生するなど、著しく危険が切迫していると認められるときは、速やかに近くの安全な場所に避難させる。

イ. 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令基準は次のとおりである。

発令区分	発令基準
【警戒レベル4】 避難指示	①～②のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する。 ① 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表（ただし、避難指示の発令対象区域が異なる。）
解除	大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として解除する。浸水被害が発生した場合は、津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。

(3) 避難経路及び誘導方法

- ア. 突発的災害の場合の避難者については、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、住民及び群衆の無秩序な行動を防ぐことに努める。
- イ. 避難者の誘導にあたっては、要配慮者に配慮する。
- ウ. 避難者が自力によって立ち退きが不可能な場合は、車両、船艇等により救出する。
- エ. 避難が遅れたものを救出する場合、市において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請する。
- オ. 避難者の誘導の経路はでき得るかぎり危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者等に依頼して避難者の誘導監視措置を講ずる。
- カ. 危険な地点には、標示、なわ張り等を行うほか、夜間にあつては、特に誘導員を配置し、浸水地にあつては、船艇又はロープ等を使用して安全を期する。
- キ. 避難誘導は、避難先におけるその他の救助措置等を考慮して、なるべく自治会単位で行う。
- ク. 避難者の携行品は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、チリ紙等としその他は最小限の着替え、日用の身廻り品とする。なお、服装はでき得るかぎり軽装とし、素足を避け、必ず帽子、頭巾等をつけ、雨合羽又は外とう等防雨防寒衣を携行する。
- ケ. 避難を指示するための信号はおおむね水防信号における避難信号とし、あらかじめ関係者に周知しておく。

(4) 避難所の指定

避難は、あらかじめ指定した場所を原則とするが、地震時には次の点に留意する。

- ア. 避難所の開設に当たって、市長は、避難所の管理者、応急危険度判定士、専門技術者等の協力を得て、津波、余震等による二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- イ. 市内に避難収容施設が得られない場合は、隣接市町村に対し避難収容施設の提供斡旋を求める。

(5) 避難者に周知すべき事項

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第4節 避難の指示及び誘導 2 避難指示等の基準 (7) 避難者に周知すべき事項 (P. 173)」を参照。

(6) 要配慮者への配慮

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第4節 避難の指示及び誘導 2 避難指示等の基準 (9) 要配慮者への配慮 (P. 174)」を参照。

(7) 学校、社会福祉施設等における避難

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第4節 避難の指示及び誘導 2 避難指示等の基準 (10) 学校、社会教育施設及び社会福祉施設等における避難 (P. 174)」を参照。

(8) 車両等の乗客の避難措置

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第4節 避難の指示及び誘導 3 車両等の乗客の避難措置(P.174)」を参照。

3 市の実施する避難措置

- (1) 市において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者、滞在者その他の者に対し避難措置を実施するとともに、必要に応じてその立退き先を指示する。
- (2) 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にいる警察官・海上保安官等のほか、指定避難所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報するものとする。
- (3) 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県に報告するものとする。
- (4) 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示するものとする。
- (5) 避難措置の実施に関し、宇佐市地域防災計画に次の事項を定めるものとする。
 - ア. 避難措置に関する関係機関の連絡方法
 - イ. 避難措置を実施する区域別責任者（市職員等の氏名）
 - ウ. 避難の伝達方法
 - エ. 地域ごとの避難所及び避難方法
 - オ. その他の避難措置上必要な要項

4 津波に関する避難の指示及び誘導

(1) 沿岸の住民への避難の指示等の実施

市は、津波警報等が発表された場合や地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、第1節の3（2）アにあるとおり、市長自らの判断で、沿岸の住民及び海浜にある者に対して、直ちに海浜から退避し、速やかに近隣の津波避難ビルや高台等の安全な場所へ避難するよう指示するものとする。

市が指定している津波一時避難所及び津波避難ビル等は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

また、浸水被害が発生するおそれがあると判断した場合は、速やかに海岸や河川及び河口付近の住民等に対して避難するよう指示するものとする。

市長が必要と認める場合は、知事を通して、避難の指示について放送機関に放送を行うことを要請するものとする。また、避難指示等を災害対応支援システムで入力することにより、自動的に各種メールで一斉配信を行う。

(2) 速やかな避難誘導の実施

市は、沿岸の住民及び海浜にある者に対して避難するよう指示した場合は、あらかじめ定めた避難計画に従って指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指示し、市職員、消防団、自主防災組織等により速やかに避難誘導を行うものとする。

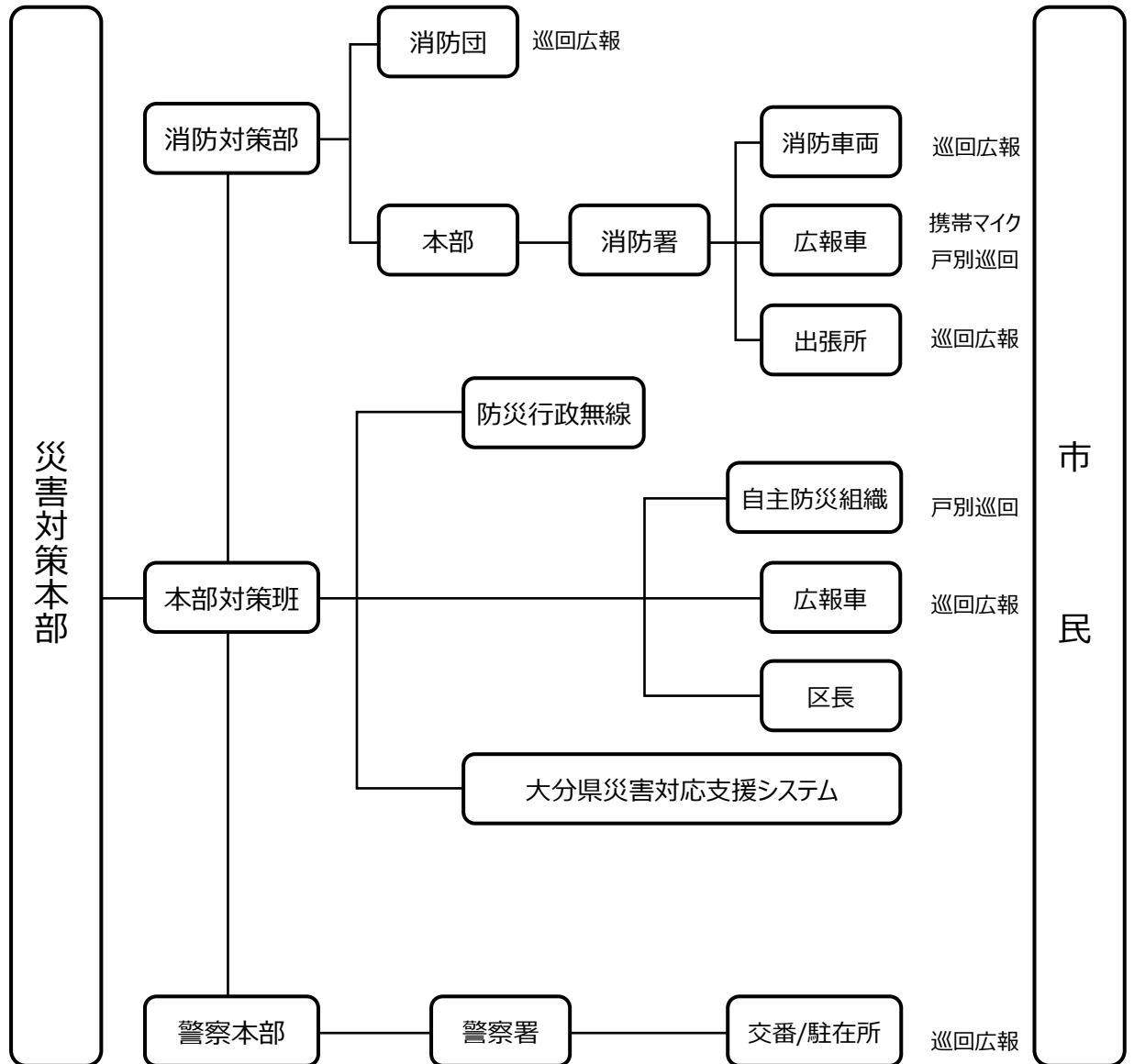
なお、沿岸の住民等は、第1節の3(2)イ.にあるとおり、津波警報等が発表された場合や地震(震度4以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、あらかじめ指定された指定緊急避難場所に速やかに避難するものとする。

その際、高齢者、障がい者等の要配慮者の避難を互いに協力して行うものとする。

5 避難指示等の解除

避難指示の解除は、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として解除する。浸水被害が発生した場合は、津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。

■ 避難指示の伝達系統図



第3節 津波からの避難

(全班)

1 津波からの避難についての基本的な考え方

東日本大震災の被災者からの意見をはじめ、被災地における調査結果から、津波から安全に避難するためには早期避難が重要であることや、津波の襲来を予想していない人でも周囲の声かけにより避難したということが明らかになった。

このため、自主防災組織や自治会で隣近所に呼びかけながら、避難行動を連鎖的に広げていくことが重要であり、そのためにも地域での日頃の活動や付き合いを大事にし、防災訓練を重ねておくことが必要である。

また、強い揺れを感じたら、まずは直ちに近隣の指定緊急避難場所や高い場所に避難し、地震の情報を確認した後、より大きな津波のおそれがある場合は、さらに高い場所への避難のような段階的な避難を考えておくなど、想定にとらわれずに行動することが必要である。

今後の地震や津波襲来時の犠牲者を最小限に止めるためには、日頃から避難経路や、避難方法などを家族や地域と確認しておき、いざ地震や津波が襲来してきたときは、どのような状況にあっても直ちに近隣の高台等に避難する意識を持つておくことが必要である。

東日本大震災の教訓を踏まえ、より実効性のある支援を行うため、市は避難行動要支援者名簿を作成し、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

ただし、避難支援等関係者の安全確保に配慮するため、地域住民全体で話し合い、ルールを決め、計画を作り、周知することが望ましい。その上で、避難行動要支援者には、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうことが大事である。

2 居住者等に求められる避難への備え

沿岸地区内の居住者等は、指定緊急避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を日頃から家族や地域と確認しておき、津波が襲来した場合の避難について、訓練等により所要時間を把握し、自主的な避難を行うよう努めるものとする。

3 要配慮者の避難

(1) 地域における要配慮者の避難

東日本大震災で被災し本県に避難された方々に、「ご高齢の方や障がいのある方など、おひとりでの避難が難しい方の避難の方法」について、県が伺ったところ、次表のご意見を頂いた。

その結果、予め手助けが必要な方を地域で把握し、避難行動要支援者を含めた避難訓練を重ねて、自動車の利用ルール等を地域で話し合っておき、隣近所で声をかけ合って避難することが重要であることが分かった。

	本県避難者からのご意見	被災時県
①	避難の方法としては地域の連携が最重要だと思います。	福島県
②	日頃から近所の方や、地区の消防団などにより、避難の手助けを行う体制を構築しておくことが有効だと思います。	福島県
③	高齢者は日中1人きり。近所の人達の気配りが大切と思います。	宮城県
④	自治会の下部組織の充実化が必要。そしてその中心になれる方の人選も、行政で把握しておく必要があると思う。老人世帯、独り暮らしの他、日中独り暮らし（若い方が仕事に出て）の方の把握、健康状態等もチェックしておけたらいいと思います。私の地区にも、知的障がいの方の独り暮らしの方がいました。折良く介護ヘルパーさんが来て頂いている時間帯でしたので避難できました。このように、ヘルパーに来ていらっしゃる方との連携も必要。	福島県
⑤	ご高齢の方など1人での避難が困難な方はあらかじめ、このような方々の住んでいる場所を把握し、緊急時に何らかの形で対処する他はないと思う。	岩手県
⑥	私は高齢者ではないですが持病があるので、医薬品や体に関わる物がなくなりそうでも不安でした。また、一見健康そうに見られるので、あえて言いつらいのも不安でした。お1人での避難が難しい方で、いつもヘルパーさんが来ていてくれる所もありました。そうでない所は、近所同士で見えあげることが必要だと思います。車があれば良いのですが、みんながパニックだし、身動きも取りづらい状況だったので、普段から強制的にでも近所で確認し合っておくべきでした。	宮城県
⑦	近所の人達の声かけが大切だと思います。	—
⑧	よく車で避難するのがいいと言われるが、結局混雑して乗り捨てることになる。リヤカーで地域の人達で運んであげるのが一番良い。	福島県
⑨	日ごろ、避難弱者の状況情報を入手しておく必要があると思う。隣同士、助け合うことが出来る様、ある程度、決めておく必要がある。	福島県
⑩	高齢の方は避難しないと強く心に決めておられる方も多かったようでした。普段から何かあれば避難しようというふうにならなければいけないと話しかけができていればスムーズなのかな？と思います。	宮城県
⑪	実際に有効だったことは、近所の人達の声かけ(普段からも認識が必要)・見知らぬ人でも車に乗せる	福島県
⑫	各人について、避難のためのシミュレーションを行い、確実に避難できる方法を検討しておく必要があると思います。	福島県
⑬	この地区は、どこに逃げるのか普段から、決めておいて、食べ物や、毛布などを準備しておいて、すぐに逃げられるように、日ごろから訓練をしてマイクロバス等ですぐに避難できるといいですね。	宮城県
⑭	声かけ、定期的な避難訓練(大規模な災害想定で実施する)→実際に私の母は目の前が海の所に住んでいました。この避難訓練の通りに高台に避難し助かりました。(5分遅かったら助かりませんでした)	福島県
⑮	85才の祖母も一緒に避難しましたが、腰が曲がって歩行も大変なため、急ぐような行動は取れませんし、疲れたり寒さに弱かったり色々大変でした。	福島県
⑯	行政(市町村)の福祉専用車で避難させたり、(ワゴン車等で。)介護用品も一緒に。	福島県
⑰	(子どもが保育園児のため)あらかじめ保育園等で安全な高台の避難場所を確保し、へたにお迎えに行くと渋滞に巻き込まれ、被害に遭うことのないよう、事前に保護者と保育園側でどうするか擦り合わせておく必要がある。園バスで保護者に送り届けようとして被害に遭ったケースもありますよね。「津波てんでんこ」で各自避難できる体制を整えておくことが大事だと思います。	千葉県

(2) 施設における要配慮者の避難

東日本大震災での下記①、②の事例から、施設職員のスピーディな行動と危機感を持って日頃の訓練を積み重ね、避難行動時間の短縮化を図っておくことが重要である。

①岩沼市（宮城県）：特別養護老人ホームにおける奏功した避難

岩沼市の特別養護老人ホーム「赤井江マリンホーム」は、海に面し、海岸からわずか200m程の場所に位置している。地震発生後、ラジオから津波が来るとの報道を職員が聞いたため、指定避難所となっている約1.5km北の仙台空港ターミナルビルに避難することを決めた。職員が所有する5台の車で、施設の利用者96人をピストン輸送することとし、14時50分に最初の車が出発した。15時20分頃に市役所の公用車4台が応援に加わり、15時30分にはすべての利用者の搬送が完了した。その後、職員がいったん施設に戻り、最後の確認をして144人全員が避難を終えたのは15時53分だった。その直後、仙台空港にも津波が襲来して、滑走路は津波で浸水し、空港ビル1階にはがれきや車などを押し込んだ。

②石巻市（宮城県）：介護施設の入居者等を救った日頃からの避難訓練

石巻市南浜町にある介護施設「めだか」には、震災当時、高齢者50人と職員30人の計80人がいた。介護施設「めだか」は、海から400m程しか離れていない場所にあったため、日頃から地域ぐるみで防災対策を実施しており、年に4回の避難訓練に取り組んでいた。今回の震災では、鉄骨2階建ての建物は津波の被害に遭ったものの、施設にいた全員が近隣の高台に避難して助かった。これは、危機感を持って日頃訓練をした成果であり、訓練実施当初には、約20分かかっていた避難時間も、5分にまで短縮できたことが、今回の奏功に繋がった。

4 夜間等の避難への備え

津波が夜間に発生したり、停電の場合に備えるためには次のことに留意しておく必要がある。

- ・ 懐中電灯や携帯ラジオ等を直ちに携行できるように備えておくこと。
- ・ 地域での防災訓練に参加し、指定緊急避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくこと。
- ・ すみやかに避難所を開設できるように、自主防災組織や自治会では、施設管理者とともに避難場所の開け方（鍵の管理）や電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておくこと。

5 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、地震の揺れやそれに伴う液状化などにより家屋の倒壊、落下物、道路の損傷や段差が発生したり、渋滞・交通事故が発生するなど、多くの課題が懸念されるため、避難については徒歩による避難を原則とする。

ただし、津波到達時間や避難行動要支援者の支援方法など、緊急で止むを得ない場合は、自動車による避難も考慮しておく必要がある。特に避難行動要支援者にあつては、徒歩による避難が困難な場合もあるため、地域の実情等を総合的に勘案し、自主防災組織等で合意形成を図ったうえで、自動車の使用等の避難方法をあらかじめ定めておくことが必要である。

6 居住者等に求められる避難

- (1) 強い揺れを感じた時は、海拔表示板や避難所案内板等を参考にして、指定緊急避難場所へ直ちに避難する。
なお、津波到達時間が短い地域では、直ちに近隣の高い場所等、いわゆる「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」へ一時避難をし、周囲の安全が確認できた後に、「避難生活を送るために避難する場所」へ避難することが必要である。
- (2) 避難の際、周囲に避難を開始していない人がいたら、積極的な声かけにより避難を促すとともに、自らが家族や地域内の率先避難者となるように努める。
- (3) 正しい情報をラジオ・テレビ・防災行政無線・携帯メール・SNSなど、あらゆる情報伝達手段を通じて入手する。
- (4) 津波警報や避難指示（緊急）等の情報から、高い津波の襲来が予想される場合は、迷うことなくさらに高い場所へ避難する。

7 船舶に求められる避難

- (1) 大分港長（大分海上保安部長）から、港則法に基づく港外退避等の命令・勧告が発令された場合は、それに従うこと。（港則法適用港のみ）
- (2) 正しい情報をラジオ・テレビ・無線放送等を通じて入手する。
- (3) 津波来襲までの時間的余裕がない場合の措置
人命の安全確保を第一に考慮し、可能な限り船舶の流出防止措置をとった後、各地区、機関ごとにあらかじめ定めた指定緊急避難場所に避難する。
- (4) 津波来襲までの時間的余裕がある場合の措置
 - ア. 陸揚げできる小型船については、陸揚げし津波により海上に流出しないよう固縛後、上記（3）の措置をとるか、港外退避の措置をとる。
 - イ. 陸揚げできない船舶については、原則港外退避の措置をとる。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等の解除まで警戒を続ける。

※1 津波襲来までの時間的余裕がない場合とは

津波警報等が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）がない場合をいう。

※2 港外退避海域について

港外の水深が深く、十分広い海域とすること。

第4節 救出救助

(福祉保健対策班、消防対策班)

地震により建物が倒壊し生き埋めとなった者、山・がけ崩れ等によって生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者、津波でさらわれた者等の救出救助及び医療機関への搬送については、この節に定めるところによって実施する。

1 責任体制

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第7節 救出救助 1 責任体制(P.178)」を参照。

2 救出救助の対象者

- (1) 災害のため現に生命身体が危険な状態にある者
 - ア. 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - イ. 倒壊家屋の下敷きになったような場合
 - ウ. 地すべり、がけ崩れ等により生き埋めとなったような場合
- (2) 災害のため行方不明の状態にある者
 - ア. 津波等で行方不明となり諸般の情勢から生存していると推定される場合
 - イ. 津波等で行方不明となり生命があるかどうか明らかでない場合

3 避難所情報に関するサイン

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第7節 救出救助 3 避難所情報に関するサイン(P.178)」を参照。

4 救出救助方針

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第7節 救出救助 4 救出救助方針(P.179)」を参照。

5 救出救助活動

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第7節 救出救助 5 救出救助活動(P.179)」を参照。

6 救出実施期間

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第7節 救出救助 6 救出実施期間(P.176)」を参照。

7 費用の範囲

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第7節 救出救助 7 費用の範囲(P.180)」を参照。

8 費用の負担

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第7節 救出救助 8 費用の負担(P.180)」を参照。

9 災害救助法の適用

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第7節 救出救助 9 災害救助法の適用(P.181)」を参照。

第5節 救急医療活動

(福祉保健対策班、消防対策班)

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第8節 救急医療活動(P.182～P.190)」を参照。

第6節 消防活動

(本部対策班、消防対策班)

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第9節 消防活動(P.191～P.193)」を参照。

第7節 二次災害の防止活動

(全班)

地震後の余震、降雨等による水害、土砂災害、建築物・構造物の倒壊等に備え、生命・財産への被害を最小限に止めるための活動は、この節に定めるところによって実施する。

1 二次災害防止活動の実施体制

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第10節 二次災害の防止活動 1 二次災害防止活動の実施体制(P.194)」を参照。

2 市における二次災害防止活動

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第10節 二次災害の防止活動 2 市における二次災害防止活動(P.194～P.195)」を参照。

第4章 被災者の保護・救援のための活動

項目	関連班	ページ
第1節 避難所運営活動	市民生活対策班、 教育対策班、両支所対策班	113
第2節 要配慮者(避難行動要支援者)対策	本部対策班、 福祉保健対策班、 消防対策班	113
第3節 避難所外被災者の支援	市民生活対策班、 福祉保健対策班	113
第4節 食料供給	経済対策班	113
第5節 給水	建設対策班	113
第6節 被服寝具その他生活必需品給与	経済対策班	114
第7節 医療活動	福祉保健対策班	114
第8節 保健衛生活動	福祉保健対策班	114
第9節 災害廃棄物・し尿・生活ごみの処理	市民生活対策班	114
第10節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬	本部対策班、 市民生活対策班、 福祉保健対策班、 消防対策班	114
第11節 住宅の供給確保等	市民生活対策班、 建設対策班	115
第12節 文教対策	教育対策班	115
第13節 社会秩序の維持・物価の安定等	本部対策班	115
第14節 義援物資の取扱い	本部対策班	115
第15節 被災動物対策	市民生活対策班、 両支所対策班	115

第1節 避難所運営活動

(市民生活対策班、教育対策班、両支所対策班)

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第4章 被災者の保護・救援のための活動 第1節 避難所運営活動(P. 199～P. 206)」を参照。

第2節 要配慮者(避難行動要支援者)対策

(本部対策班、福祉保健対策班、消防対策班)

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第4章 被災者の保護・救援のための活動 第2節 要配慮者(避難行動要支援者)対策(P. 207～P. 211)」を参照。

第3節 避難所外被災者の支援

(市民生活対策班、福祉保健対策班)

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第4章 被災者の保護・救援のための活動 第3節 避難所外被災者の支援(P. 212～P. 213)」を参照。

第4節 食料供給

(経済対策班)

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第4章 被災者の保護・救援のための活動 第4節 食料供給(P. 214～P. 218)」を参照。

第5節 給水

(建設対策班)

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第4章 被災者の保護・救援のための活動 第5節 給水(P. 219～P. 221)」を参照。

第6節 被服寝具その他生活必需品給与

(経済対策班)

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第4章 被災者の保護・救援のための活動 第6節 被服寝具その他生活必需品給与(P. 222～P. 224)」を参照。

第7節 医療活動

(福祉保健対策班)

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第4章 被災者の保護・救援のための活動 第7節 医療活動(P. 225～P. 226)」を参照。

第8節 保健衛生活動

(福祉保健対策班)

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第4章 被災者の保護・救援のための活動 第8節 保健衛生活動(P. 227～P. 229)」を参照。

第9節 災害廃棄物・し尿・生活ごみの処理

(市民生活対策班)

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第4章 被災者の保護・救援のための活動 第9節 災害廃棄物・し尿・生活ごみの処理(P. 230～P. 234)」を参照。

第10節 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬

(本部対策班、市民生活対策班、福祉保健対策班、消防対策班)

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第4章 被災者の保護・救援のための活動 第10節 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬(P. 235～P. 238)」を参照。

第11節 住宅の供給確保等

(市民生活対策班、建設対策班)

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第4章 被災者の保護・救援のための活動 第11節 住宅の供給確保等(P. 239～P. 244)」を参照。

第12節 文教対策

(教育対策班)

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第4章 被災者の保護・救援のための活動 第12節 文教対策(P. 245～P. 250)」を参照。

第13節 社会秩序の維持・物価の安定等

(本部対策班)

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第4章 被災者の保護・救援のための活動 第13節 社会秩序の維持・物価の安定等(P. 251～P. 252)」を参照。

第14節 義援物資の取扱い

(本部対策班)

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第4章 被災者の保護・救援のための活動 第14節 義援物資の取扱い(P. 253)」を参照。

第15節 被災動物対策

(市民生活対策班、両支所対策班)

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第4章 被災者の保護・救援のための活動 第15節 被災動物対策(P. 254～P. 255)」を参照。

第5章 社会基盤の応急対策

項目	担当班	ページ
第1節 電気、上・下水道、電話の応急対策	建設対策班	119
第2節 道路、河川、都市公園、漁港、鉄道の応急対策	建設対策班	119

第1節 電気、上・下水道、電話の応急対策

(建設対策班)

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第5章 社会基盤の応急対策 第1節 電気、上・下水道、電話の応急対策(P. 259)」を参照。

第2節 道路、河川、都市公園、漁港、鉄道の応急対策

(建設対策班)

「風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第5章 社会基盤の応急対策 第2節 道路、河川、都市公園、漁港、鉄道の応急対策(P. 260)」を参照。

